

## 富田林市補助金等交付規則に関する基準

### (目的)

第1条 この基準は、富田林市補助金等交付規則(昭和52年規則第8号。以下「規則」という。)に基づき定めるもので、補助金等の創設、見直し又は廃止についての検討並びに交付の決定及び交付すべき額の確定に際しての審査について、本基準に基づき適宜行うものとする。

### (定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)「補助金等」とは、公益上必要があると認める事務又は事業に対して補助金、助成金又は交付金等の名称で予算の範囲内で交付するものをいう。
- (2)「補助事業」とは、補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。
- (3)「補助事業者」とは、補助事業を行う個人や団体等をいう。

### (基準)

第3条 本市の補助金等交付基準は、次の各号に定めるとおりとする。

#### (1) 補助事業に関する基準

- ①行政目的に沿った事業であること。
- ②市全体の利益につながる事業であること。

#### (2) 補助金等に関する基準

- ①補助金等の支出が公益上必要であること。
- ②補助事業の目的や内容等が社会経済状況の実情をふまえていること。
- ③市民の福祉の向上や利益の増進に効果が認められること。
- ④市と市民との役割分担において、市の補助事業として整合性が認められること。
- ⑤単年度補助以外の補助金等の交付期間は、3年以内に見直すこと。
- ⑥目的が達成された補助事業や自立が認められる補助事業者については、交付期間内であっても補助金等を見直すこと。
- ⑦国・府等の補助に伴う補助金等については、交付期間を国・府等の補助の期間に合わせること。
- ⑧同一ないし類似目的の補助金等については、整理・統合を図ること。
- ⑨補助事業者が個人である補助金等については、その交付に際して必要な場合は、所得要件等の制限を設けること。

#### (3) 補助金等の交付の的確性に関する基準

- ①補助金等の支出が規則に基づいており、法令等に抵触していないこと。
- ②補助事業者である団体等の会計処理及び用途が適切であること。
- ③補助金等の額は、補助事業者である団体等の直近の決算における繰越金の額と比べて適正であること。
- ④補助金等の額は、補助事業の規模や進捗状況に応じたものであること。

## 附 則

### (施行日)

この基準は、平成17年4月1日から施行する。